

平成30年11月20日（火）

津島市教育委員会社会教育課（中嶋、加藤）

電話番号 0567-55-9421（ダイヤルイン）

## ＜議案名＞議案64号 津島市公民館の設置及び管理に関する条例の一部 改正について

### 1 改正内容

中央公民館を廃止し、神島田公民館の開館日を増やすことに伴い、規定を整備するものです。

神島田公民館は、現在、木曜日の休館日に祝日が重なる場合、木曜日及び翌金曜日を休館日としていますが、改正後は木曜日のみを休館日とします。

また、神島田公民館の休館日の改正に伴い、津島市立図書館神島田分室の休館日を神島田公民館の休館日に合わせるものとします。

### 2 改正理由

中央公民館が耐震基準を満たしていないため、平成31年3月31日をもって廃止するものです。

また、神島田公民館及び津島市立図書館神島田分室の開館日を増やし、利用しやすいよう整備するものです。

### 3 参考事項

(1) 施行期日 平成31年4月1日

(2) 改正後の神島田公民館の休館日は、木曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日、12月29日から31日までとなります。